

公共施設使用料等の見直しの考え方について

令和8年7月
高岡市財政課

これまでの使用料等の見直しに向けた取組

本市では、H31.1に「公共施設使用料の見直しに関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）」を定めています。

【使用料見直しの基本的な考え方】

①負担の公平性

利用する人と利用しない人の不公平を解消するため、利用する人に、応分の負担をしていただく「受益者負担」により、利用しない人との「負担の公平性」の確保を図る必要があります。

②受益者負担と税負担

使用料は、市の公共施設の設置目的や、その施設の性質に合わせ、税で負担する割合と受益者が負担する割合とを定めて、利用者に負担していただくという考え方を原則としています。

- この考え方に基づき、R1.10に公共施設の使用料等の見直しを行いました。それ以降、新型コロナウイルス感染症等による市民への影響等も鑑み、公共施設使用料等の改定は行いませんでした。一方で、昨今の物価・エネルギー価格及び人件費等の高騰の影響から、行政サービスの経費等が増加するなど、負担の公平性、受益者負担の状況が変わってきています。
- こうしたことから、今後とも、持続可能な公共サービス・施設サービスを提供し続けていくためにも、公共施設の使用料等の改定の検討をしていきます。

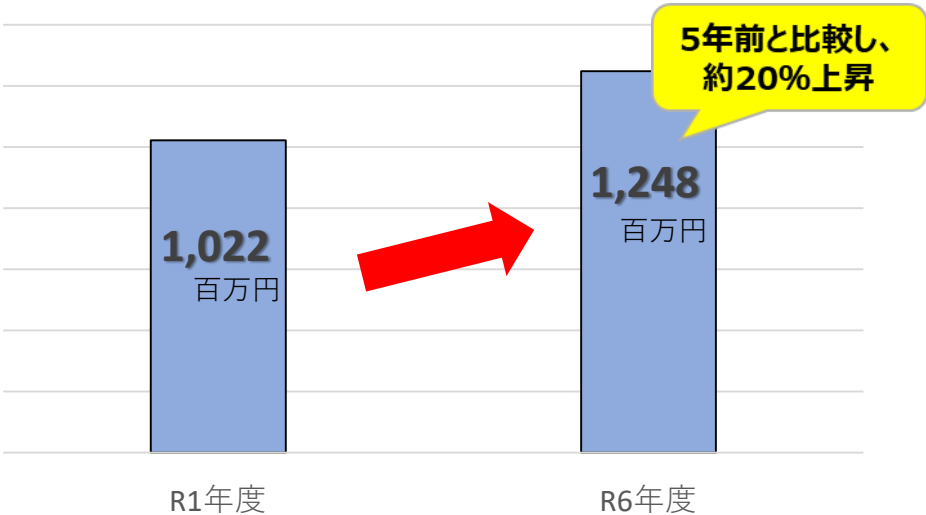
公共施設に係る使用料等の改定検討の背景について

- 物価・エネルギー価格及び人件費等の高騰の影響から、施設の管理運営費は増加。
- 一方で、使用料・利用料金の収入については、ほぼ横ばい。



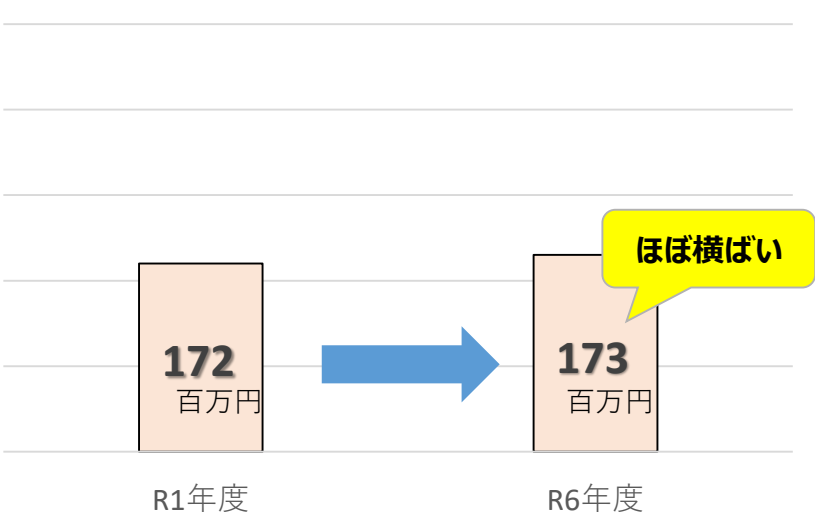
指定管理料等の公費を投入し、施設を利用していない人の負担が増加している現状です。

管理運営費（建物減価償却費等を除いたランニングコスト）の比較



使用料等を徴収している公共施設の内、R1年度からR6年度の間で施設管理の在り方等が変更がない施設(32)の管理運営費（建物減価償却費等を除いたランニングコスト）合計の年度比較

使用料等収入の比較



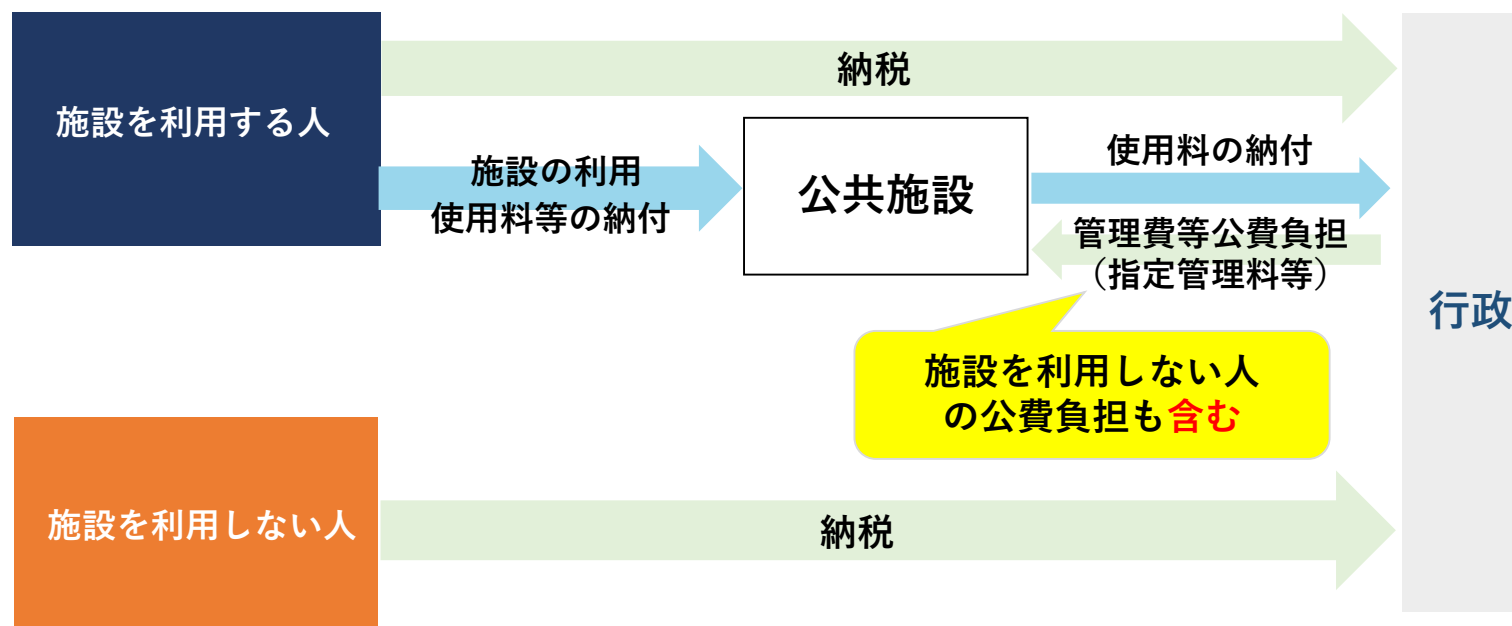
使用料等を徴収している公共施設の内、R1年度からR6年度の間で施設管理の在り方等が変更がない施設(32)の使用料及び利用料金の合計の年度比較

	R1	R6
消費者物価指数（総合）※	100.2	109.1
消費者物価指数（電気代）※	102.7	119.6
県内最低賃金	848円	998円

※富山市の消費者物価指数。R2年を100とした場合の数字。

受益者負担の原則

- 公共施設の運営経費は、利用者からいただく使用料収入に加え、その大部分を市民の皆様から納付される税金によって賄われています。
- 使用料が無料である場合や、極めて低廉である場合には、当該施設を頻繁に利用される方と、利用されない方との間で、**税負担における公平性が損なわれる**ことになります。
- 施設を利用される方に、その費用の一部をご負担いただくことにより、この公平性が確保されます。



使用料等の算定について

- この算定で使用料等を算定し、現状の使用料等と乖離が発生している場合は、使用料等の改定を検討します。
- 過度な負担増にならないように配慮するため、原則、現行の使用料（税抜）の1.5倍を上限とします。

新使用料等

=

原価

×

受益者負担率

下記内容で、直近3年間（R5・R6・R7年度）の平均

項目	内容
人件費	施設の維持管理や運営に係る職員の人件費 一般会計の全一般職員の過去3年間の平均人件費から算出することとする。(直営の場合)
維持管理費	賃金、消耗品費、光熱水費、委託料、修繕費など維持管理・運営に要する経費 ※ 大規模修繕費は除く
減価償却費	減価償却方法：定額法 算式：減価償却費＝取得価額÷耐用年数 ◆耐用年数は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する

設置目的や施設の性質に合わせて割合を設定

公共的	
I 多くの市民が必要とし、民間では提供が困難な施設 ■受益者負担率 0% ■市の負担率 100%	II 人によって必要性が異なり、民間では提供が困難な施設 ■受益者負担率 50% ■市の負担率 50% (例)コミュニティセンター、生涯学習活動拠点(ホール、研修室、会議室など)、美術館、体育館、野球場、サッカー・ラグビー場 など
必需的	選択的
III 多くの市民が必要とし、民間でも提供が可能な施設 ■受益者負担率 50% ■市の負担率 50%	IV 人によって必要性が異なり、民間でも提供が可能な施設 ■受益者負担率 100% ■市の負担率 0% (例)フィットネスジム、トレーニング施設、テニスコート、プール など
市場的	

公共施設に係る使用料等の改定の検討の方向性について

- 公共施設の使用料等の改定に向けた検討に当たっては、ガイドラインに基づき、令和9年4月に新使用料等の施行に向け進めてまいります。
- 今後、検討を行った結果を踏まえ、市議会や行財政改革市民懇話会等において、改定の是非等を議論します。

＜検討の対象（施設）＞ 次に掲げる①～④を除く施設。

- ①法令等により算定方法等が定められているもの及び国・県等の基準に準じて定められているもの。（保育園、市営住宅、急患医療センター等）
- ②法令等により使用料を徴することができないもの。（図書館、学校）
- ③特別会計・公営企業会計における独立採算を前提としているもの。（市営駐車場、市民病院など）
- ④その他、この基本方針に基づき見直すことが適当でないと認められるもの。（最近整備した施設及び使用料を見直したばかりの施設など）

＜今後の見直しに向けたスケジュール案＞

R 8.7～

パブリックコメント
実施

議論を踏まえ、
方針決定

R 8.12

新使用料金に
ついての
条例改正

周知期間

R 9.4～

新使用料等
施行